

公共下水道使用開始（変更）届の書き方

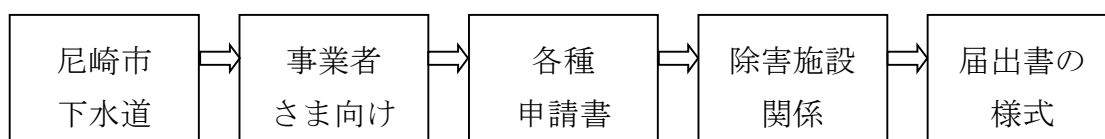
対象

- ・ 工場、事業所を設置し、1日当たり最大50m³以上の下水を下水道に流すとき
- ・ 【使用開始届を要する水質】に該当する水質の下水を下水道に流すとき
- ・ 以前の届け出た下水の量又は水質を変更しようとするとき
(下水道法第11条の2第1項)

期限

あらかじめ

届出に必要な様式（用紙）は、特別に添付すべき図面等を除き、尼崎市公営企業局のホームページからダウンロードできます。必要な場合は、下記のとおりで検索してください。



公共下水道使用開始（変更）届

1日当たり50m³以上の下水を排除する日があるとき、あるいは、【使用開始届を要する水質】に該当する水質の下水を排除するとき、あるいは、届け出た下水の量または水質を変更しようとするとき（法第11条の2第1項）は、あらかじめ、「公共下水道使用開始（変更）届」を、尼崎市公共下水道管理者に届け出てください。

<記入要領>

- (1) 『年月日』は届出年月日（実際に届出書を提出する日）を記入してください。
- (2) 『申請者の住所・電話番号・氏名』は届出を行う者の住所、電話番号、事業場名（屋号）、代表者の氏名を記入してください（個人の場合は、個人の住所、電話番号及び氏名）。
- (3) 『排除場所』は、特定施設を設置し、下水を排除している工場または事業所の所在地を正確に記入してください。
- (4) 『排水口数』は、公共下水道に接続している排水口の数を記入してください。
- (5) 『排出汚水の水量及び水質』は、排出される汚水の量の月平均値を記入してください。汚水の量及び水質に変動のある場合は、平均値と最大値を記入してください。また、各排水口の水質については、原則として「pH」、「BOD」、「SS」について記入し、これ以外の項目であっても製造工程、使用原材料などから判断して排出される恐れがある項目があれば記入してください。

水質を記入する欄の『摘要』については、排出汚水の水量及び水質の推定根拠等を記述してください。また、除害施設の設定等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付してください。

- (6) 『開始（変更）年月日』は、公共下水道の使用を開始（変更）した年月日を記入してください。
- (7) 『処理の方法』は、除害施設の設定等を要する場合に、どのような処理をしているのか具体的に記入してください。「加圧浮上式」、「曝気式」等と処理の方法を記入してください。
- (8) 『施設名称』は、汚水の処理施設の名称を、例えば「〇〇社製、〇〇-〇〇」、「20t/日廃水処理施設」、「曝気式汚水処理施設」等と具体的に記入してください。

＜様式及び記入例＞

様式第四（第六条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 661-0953

.....
尼崎市東園田町7丁目82番地
（電話番号 06-6499-4515）
.....

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

北部浄化株式会社

.....
代表取締役社長 北部 太郎
.....

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排除場所	尼崎市東園田町7丁目82番地		排水口数	2
排出汚水の 水量及び水質	水量	月平均 1,200 立方メートル 日最大 65 立方メートル		
	水質	裏面のとおり		
開始（変更） 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
処理方法	曝気式	施設名称	〇〇社製、〇〇—〇〇 廃水処理施設	

項 目	排水口	工程排水	生活排水	単 位
	月 量	1,100 m ³	100 m ³	
温 度		30	23	度
水 素 イ オ ン 濃 度		7.0	7.0	水素指数
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量		—	150	5 日間mg/l
浮 遊 物 質 量		10	180	mg/l
ノルマルヘキサン	鉱物油			mg/l
抽出物質含有量	動植物油	5	10	mg/l
沃 素 消 費 量				mg/l
カドミウム及びその化合物				mg/l
シ ア ン 化 合 物		0.1		mg/l
有 機 燐 化 合 物				mg/l
鉛 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
六 価 ク ロ ム 化 合 物				mg/l
砒 素 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
総 水 銀 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物				mg/l
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル				mg/l
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン				mg/l
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン				mg/l
ジ ク ロ ロ メ タ ン				mg/l
四 塩 化 炭 素				mg/l
1 . 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン				mg/l
1 . 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン				mg/l
シ ス - 1 . 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン				mg/l
1 . 1 . 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン				mg/l
1 . 1 . 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン				mg/l
1 . 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン				mg/l
チ ウ ラ ム				mg/l
シ マ ジ ン				mg/l
チ オ ベ ン カ ル ブ				mg/l
ベ ン ゼ ン				mg/l
セ レ ン 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
フ ェ ノ ー ル 類				mg/l
銅 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
亜 鉛 及 び 其 の 化 合 物		1.0		mg/l
鉄 及 び 其 の 化 合 物 (溶 解 性)		0.1		mg/l
マンガン及びその化合物 (溶解性)				mg/l
ク ロ ム 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
ふ っ 素 及 び 其 の 含 有 量				mg/l
ほう 素 及 び 其 の 化 合 物				mg/l
ア ン モ ニ ア 性 窒 素 等 含 有 量				mg/l
1 . 4 - ジ オ キ サ ン				mg/l
ダ イ オ キ シ ン 類				pg-TEQ/l
※				
摘 要				

備考

- ※印のある欄は、下水道法施行令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量及び水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

使用開始届を要する水質

項目または物質	水質の基準値	項目または物質	水質の基準値
温度	40℃ 以上であるもの	総水銀化合物	0.005 mg/Lを超えるもの
水素イオン濃度(pH)	5.7以下または8.7 以上であるもの	アルキル水銀化合物	検出されるもの
生物化学的酸素要求量(BOD)	300 mg/L以上であるもの	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/Lを超えるもの
浮遊物質(SS)	300 mg/L以上であるもの	トリクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの
窒素含有量	150 mg/L以上であるもの	テトラクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの
リン含有量	20 mg/L以上であるもの	ジクロロメタン	0.2 mg/Lを超えるもの
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/Lを超えるもの	四塩化炭素	0.02 mg/Lを超えるもの
動物油脂類含有量	30 mg/Lを超えるもの	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/Lを超えるもの
沃素消費量	220 mg/Lを超えるもの	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/Lを超えるもの
フェノール類	5 mg/Lを超えるもの	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/Lを超えるもの
銅及びその化合物	3 mg/Lを超えるもの	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/Lを超えるもの
亜鉛及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/Lを超えるもの
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/Lを超えるもの
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	チウラム	0.06 mg/Lを超えるもの
クロム及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	シマジン	0.03 mg/Lを超えるもの
*2 ふっ素及びその化合物	8 (15) mg/Lを超えるもの	チオベンカルブ	0.2 mg/Lを超えるもの
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/Lを超えるもの	ベンゼン	0.1 mg/Lを超えるもの
*1 シアン化合物	0.7 (0.3) mg/Lを超えるもの	セレン及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの
*1 有機リン化合物	0.7 (0.3) mg/Lを超えるもの	*2 ほう素及びその化合物	10 (230) mg/Lを超えるもの
鉛及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	アンモニア性窒素等含有量	125 mg/Lを超えるもの
*1 六価クロム化合物	0.2 (0.1) mg/Lを超えるもの	1,4-ジオキサン	0.5 mg/Lを超えるもの
*1 砒素及びその化合物	0.1 (0.05) mg/Lを超えるもの	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/Lを超えるもの

- 備考 1 *1印の物質の()内の数値は、北部処理区域内の事業場に適用する。
- 2 *2印の物質の()内の数値は、武庫川処理区域内の事業場に適用する。
- 3 ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特定施設を設置する特定事業場に限り適用する。
- 4 ダイオキシン類の値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン量に換算した数値とする。